

議案第5号

つくばみらい市監査委員条例の一部を改正する条例

つくばみらい市監査委員条例（平成18年つくばみらい市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月5日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条項にずれが生じるため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市監査委員条例(平成18年つくばみらい市条例第15号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(請求又は要求の監査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項並びに第235条の2第2項並びに第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は要求を受理したときは、やむを得ない場合を除くほか、60日以内にこれを行わなければならない。</p>	<p>(請求又は要求の監査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項並びに第235条の2第2項並びに第243条の2第3項の規定による監査の請求又は要求を受理したときは、やむを得ない場合を除くほか、60日以内にこれを行わなければならない。</p>